3　「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に○を付さなければならない。ただし、法第30条の５第４項の規定による申請の場合には、「登録地区分」欄は、「１・最終住所地」に○を付さなければならない。

4　「最終住所又は申請の時における本籍」欄は、当該選挙人が最終住所地において登録される場合は最終住所を、申請時の本籍地において登録される場合は申請時の本籍を記載しなければならない。ただし、法第30条の５第４項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。

5　「申請受付」欄は、在外選挙人名簿登録申請者の登録申請書を領事官が受け付けた年月日を記載しなければならない。ただし、法第30条の５第４項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。

6　「住所要件の確認」欄は、令第23条の３第４項の規定による確認をした年月日及びその確認の方法を記載しなければならない。ただし、法第30条の５第４項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。

7　「取下げがあった場合」欄は、令第23条の３第２項の規定により同項第１号又は第２号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合その他取下げの意思表示があった場合に、取下げの理由及び当該届出があった年月日を記載しなければならない。

8　「申請書等送付」欄は、領事官が登録申請書を市町村へ発送した年月日を記載しなければならない。ただし、法第30条の５第４項の規定による申請の場合には、当該欄は空欄とする。」

［９～13　略］

14　「備考」欄には、令第23条の３第２項の規定により同項第３号若しくは第４号に掲げる場合に該当する旨の届出又は令第23条の３の２第２項第１号若しくは第２号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合における当該届出書が提出された年月日及び法第30条の５第４項の規定による申請である旨その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）

その一

3　「性別」欄及び「登録地区分」欄は、該当する番号に○を付さなければならない。

4　「最終住所又は申請の時における本籍」欄は、当該選挙人が最終住所地において登録される場合は最終住所を、申請時の本籍地において登録される場合は申請時の本籍を記載しなければならない。

5　「申請受付」欄は、在外選挙人名簿登録申請者の登録申請書を領事官が受け付けた年月日を記載しなければならない。

6　「住所要件の確認」欄は、令第23条の３第５項の規定による確認をした年月日及びその確認の方法を記載しなければならない。

7　「取下げがあった場合」欄は、令第23条の３第３項の規定により同項第１号又は第２号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合その他取下げの意思表示があった場合に、取下げの理由及び当該届出があった年月日を記載しなければならない。

8　「申請書等送付」欄は、領事官が登録申請書を市町村へ発送した年月日を記載しなければならない。

［９～13　同上］

14　「備考」欄には、令第23条の３第３項の規定により同項第３号又は第４号に掲げる場合に該当する旨の届出があった場合における当該届出書が提出された年月日その他必要と認める事項を記載しなければならない。

第十二号様式（在外投票用投票用紙の様式）（第十六条関係）

その一